

1. 助成金の申請・交付等に関すること

(1) 助成の対象活動について

○助成対象団体の条件等について

Q 1 - 1 助成対象となる団体の条件とは、具体的にどのようなものでしょうか。

助成の対象となる団体は、下記の①又は②であり、かつ日本国内に所在地を有することが条件となります。

①公益社団法人、公益財団法人又は一般社団法人、一般財団法人、NPO法人などの法人格を有する民間団体

②法人格を有しないが、青少年の健全育成のために活動する団体

Q 1 - 2 法人格を有していない数人の小さなグループですが、助成の対象となりますか。

助成の対象となります。子どもゆめ基金は、青少年の健全育成のために地域で活動する草の根的な団体への財政的支援を目的としています。なお、団体構成員が3名（家族を除く）に満たない団体は、助成金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

Q 1 - 3 都道府県や市区町村教育委員会等の公的機関からの推薦がなければ、助成対象とならないのでしょうか。

当該機関からの推薦は、必要ありません。

Q 1 - 4 大学生が中心となって活動を行っている団体ですが、助成の対象となりますか。

申請は可能です。ただし、団体の構成員のうち、その代表者が成人（20歳以上）であることが条件です。

Q 1 - 5 団体に財源がありませんが、申請は可能でしょうか。

財源（自己資金）がなくとも、申請することは可能です。ただし、例えば参加者の旅費や飲食代などは助成の対象とならないため、自己資金がない場合は参加費や寄附金等の収入を確保する必要があります。また、審査の結果、必ずしも申請額満額を助成できるとは限りませんので、予めご了承ください。

後述のQ 3 - 8 概算払いについて、Q 4 - 4 助成金の支払いについても、ご確認ください。

○助成対象となる活動について

Q 1-6 学校の授業や行事の一環として行う活動は、助成の対象となりますか。

助成の対象となりません。子どもゆめ基金は「社会教育」の分野で行う活動が対象となります。

Q 1-7 助成活動の全部又は大部分を、イベント会社等へ請負わせることは可能でしょうか。

助成の対象となる活動は、申請団体が自ら主催（活動の企画、活動の実施及び経理処理等）する活動ですので、助成の対象となりません。

Q 1-8 地方自治体や行政機関などから委託を受けて実施する活動は助成の対象となりますか。

地方自治体や行政機関に限らず、委託を受けて行う活動は、助成の対象となりません。

Q 1-9 子どもゆめ基金以外の補助金又は助成金等を受けて実施する活動は、助成の対象となりますか。

国又は国が設置している基金などから助成金を得る場合は、助成の対象となりませんが、それ以外の地方公共団体の補助金等であれば助成の対象となります。その場合は、収入として必ず計上してください。なお、金額が決まっていない場合は、見込みの金額を計上する、または実績報告時に報告するようにしてください。

Q 1-10 当団体はNPO法人で、市が設置している青少年センターの指定管理者です。助成の対象となりますか。

公共施設の指定管理者が申請することは可能です。

ただし、当該公共施設の主催事業として行う活動は、地方公共団体が主催する活動となるため、助成の対象となりませんのでご注意ください。

Q 1-11 市立図書館が主催する活動は、助成の対象となりますか。

市立図書館が主催する活動は、地方公共団体が主催する活動ですので、助成の対象となりません。

ただし、市立図書館と読み聞かせのボランティア等が実行委員会を組織し活動を開催する場合は、助成の対象となります。

Q 1 - 1 2 市立図書館を会場として、子どもたちに本の読み聞かせをする活動を計画しております。市立図書館と共催で活動を行う場合でも、助成の対象となりますか。

団体が、地方公共団体や地方公共団体が管理運営する施設と共催する場合は、地方公共団体が共に主体となって主催する活動とみなされるため、助成の対象となりません。

Q 1 - 1 3 市区町村教育委員会と共催して実施する活動は、助成の対象となりますか。

市区町村教育委員会と共催する活動は、助成の対象となりません。

Q 1 - 1 4 市区町村教育委員会の後援を受けて実施する活動は、助成の対象となりますか。

市区町村教育委員会の後援を受けることについては、特に問題はありません。

Q 1 - 1 5 助成活動の中で、物品や飲食物の販売を行うことはできますか。

助成活動の中での物品や飲食物等の販売は認めていません（具体例は以下のとおり）。

具体例）フリーマーケット、模擬店、バザー、本の販売 など

Q 1 - 1 6 「交流を目的とする活動」分野で、助成の対象とならない活動例を教えてください。

例えば、地域の少年野球チームが、近づいた県大会を前に選手及びコーチが2泊3日の合宿練習を行う計画など、特定のチームのメンバー（又は会員）を対象とした活動や上位大会出場を目指した技術向上のための活動は、子ども同士の交流を目的としていないため、助成の対象となりません。なお、演劇やミュージカル、演奏の発表会など芸術文化活動も同様です。

Q 1 - 1 7 普段、子どもたちに絵本の読み聞かせを行っている団体です。絵本に関する人形劇や紙芝居等も取り入れた活動を計画しておりますが、助成の対象となりますか。

人形劇や紙芝居等を鑑賞するだけの活動は、助成の対象となりません。

ただし、絵本の読み聞かせに加え、絵本に関する人形劇や紙芝居を取り入れた活動であれば助成の対象となります。その場合は、プログラム内容に、読み聞かせの内容や人形劇や紙芝居等の内容及び予定をできるだけ詳細に記入してください。なお、読書活動に限らず、体験活動においても、舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とする活動は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

○ 参加者について

Q1-18 障がいのある子どもたちを対象とした少人数の体験活動を計画しています。助成金を申請したいのですが、どの程度の人数の参加者を見込めば助成の対象となりますか。

参加対象人数は、活動分野や募集範囲、具体的な活動の内容により異なるため、一律に何人以上の参加者があれば、助成の対象となるとはいえません。助成対象として認められるかは、活動内容により個別に判断されます。

○ 活動の規模について

Q1-19 東京都のA市と埼玉県のB町に募集をかける場合、活動規模は、市区町村規模になりますか。

この場合は、市区町村規模となります。ただし、募集範囲が東京都又は埼玉県の全域となる場合には都道府県規模となります。

○ 経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動について

Q1-20 「児童養護施設や母子生活支援施設、地方公共団体などと協力して行う」ことが条件となっている記述がありますが、それはなぜですか。

この助成の趣旨である「経済的に困難な状況にある子ども」を対象にしているか否かを、児童養護施設や母子生活支援施設、地方公共団体などと協力する内容によって確認するためです。

Q1-21 参加者は、児童養護施設の子どもの想定していますが、それでも公募して募集しなければなりませんか。

この助成については、趣旨を踏まえ、公募しなくて構いません。

Q1-22 参加者の自己負担経費を助成対象とする記述がありますが、参加者には経済的に困難な状況にある子ども以外を含めていいですか。

経済的に困難な状況にある子どもか否かを明らかにするのは難しいため、含めて構いません。

Q1-23 参加者の自己負担経費を助成対象とする記述がありますが、子どもに同行する保護者も参加者に含めていいですか。

この助成の趣旨を踏まえ、子どもに同行する保護者も参加者に含めて構いません。

Q 1-24 参加者の自己負担経費を助成対象とする記述がありますが、主催団体（例えば児童養護施設）の職員も参加者に含めていいですか。

主催団体（例えば児童養護施設）の職員は、団体構成員として整理してください。すなわち、当該団体から給与・手当などを受けていない場合は、謝金を支給することができます。

○ 他団体の活動について

Q 1-25 他団体が行っている助成活動を参考にしたいのですが、紹介してもらえますか。

「子どもゆめ基金ガイド」を毎年作成し、申請の参考になる助成活動を紹介しています。子どもゆめ基金ホームページ (<http://yumekikin.niye.go.jp/>) からダウンロードすることができます。

(2)助成金の申請について

○ 募集について

Q 1-26 一次募集と二次募集の違いはなんでしょうか。

一次募集では、申請件数や金額に応じて、「別紙様式1-A」と「別紙様式1-B」のいずれかをお選びください。2つの様式を併用しての申請はできません。

二次募集では、「別紙様式1-B」のみでの申請となります。また、10月1日以降に実施する活動しか申請できません。

○ 「別紙様式1-A」について

Q 1-27 4月に参加者を募集し、毎月1回の年間12回、様々な自然体験活動を計画していますが、活動ごとに「その2（活動計画表）」を作成する必要がありますか。

参加者募集が1回（4月）で、その者が12回の活動に参加する場合は、同じ参加者を対象に実施することになるので、「その2（活動計画表）」は、1件にまとめて作成してください。

なお、①活動規模が市区町村規模、②交付申請額の合計が50万円以下、③申請する活動件数が「体験活動」と「読書活動」からそれぞれ1件以内の場合には、「別紙様式1-B」での申請となりますのでご注意ください。（P. 5～6参照）

Q 1-28 昨年、助成金の交付を受けましたが、続けて今年も申請できるのでしょうか。また、毎年継続して助成金を受けることは難しいのでしょうか。

過去に助成を受けたことがある団体も申請できます。全国及び都道府県規模で5年間を越えて継続して行う活動についても、これまでの活動実績等を踏まえ、一定の見直しを行っている場合は、6年目以降の活動も助成金の交付の対象とします。

○ 「別紙様式1-B」について

Q 1-29 どのような活動の場合に、申請書の「別紙様式1-B」で申請するのでしょうか。

次の3つの条件をすべて満たす活動を申請する場合は、申請書の「別紙様式1-B」で申請してください。一部のみ該当する場合は「別紙様式1-A」となります。

① 活動規模が市区町村規模の活動である

※「活動規模」とは、申請予定の活動への参加者の募集を行う範囲で、「市区町村規模」、「都道府県規模」及び「全国規模」に分かれます。

② 交付申請額が50万円以下である

※「交付申請額」とは、別に定める助成金の額であり、同じ「活動分野」で複数の活動計画がある場合は、その合計額となります。

③ 申請する活動件数が「体験活動」と「読書活動」からそれぞれ1件以内である

※ 活動分野は、次のア～キの7分野となります

(体験活動)

ア. 自然体験活動 イ. 科学体験活動 ウ. 交流を目的とする活動
エ. 社会奉仕体験活動 オ. 職場体験活動 カ. 総合・その他の体験活動

(読書活動)

キ. 読書活動

Q 1-30 『自然体験活動』と『科学体験活動』の2活動を申請しようと考えています。どちらも「別紙様式1-B」の条件(Q. 1-29参照)を満たすのですが、どのように申請したらいいですか。

自然体験と科学体験など、体験活動(前述のア～カ)の中で異なる活動分野へ申請される場合は、「別紙様式1-A」を用いて申請してください。なお、その際は「その2(活動計画表)」及び「その3(収支計画表)」をそれぞれの分野ごとに作成してください。

Q 1-31 『自然体験活動』で3活動を申請しようと考えており、助成金の交付申請額の合計は50万円以下です。いずれも「別紙様式1-B」の条件(Q. 1-29参照)を満たすのですが、どのように申請したらいいですか。

すべて同一の活動分野で、かつ、活動の目的が同じであれば、「別紙様式1-B」を用いて3活動を1件にまとめて申請することが可能です。同一の活動分野であっても、活動の目的が異なる場合は、「別紙様式1-A」を用いて3件に分けて申請してください。

Q 1-32 一次募集で採択されましたが、二次募集にも申請できますか。

一次募集で申請・採択された団体も、二次募集に申請できます。ただし、二次募集は募集対象となる様式が「別紙様式1-B」のみとなりますのでご注意ください。

Q 1-33 町内の小学生の低学年を対象に、読み聞かせ会や読書会を年間10回計画しており、助成金の額は合計20万円を見込んでいます。「別紙様式1-B」で申請できますか。

申請できます。読み聞かせ会及び読書会は、どちらも活動分野(読書活動)が同じで、かつ、活動目的が同じなので、「別紙様式1-B」で読書活動への申請となります。なお、読書活動に限らず、体験活動においても、繰り返し同じ内容の活動を継続するものは、1件にまとめて申請することが可能です。

Q 1-34 交付申請額が50万円以下であっても「別紙様式1-A」で申請できますか。

Q. 1-29にある「別紙様式1-B」での申請条件をすべて満たす場合には、必ず「別紙様式1-B」で申請してください。

○ 申請の時期について

Q 1-35 冬に雪山での自然体験活動を予定しています。活動規模や申請額から、「別紙様式 1-B」での申請を考えていますが、10月以降に実施する活動は二次募集に申請しなければならないのでしょうか。

「別紙様式 1-B」は、平成 28 年度助成より、10月以降に実施する活動についても、一次募集で申請することが可能になりました。

Q 1-36 一次募集の申請締切は 11月 28日（郵送申請は 11月 14日）ですが、締切日をもう少し遅くすることはできないのですか。

そのようなご要望がある一方で、交付決定を年度初めにしてほしいというご要望が多くあります。団体の皆様が年度初めの 4月 から活動の準備に取りかかるためには、4月上旬に交付決定を行うことが必要と考え、そこから審査等に要する期間を遡ると少なくとも 4ヶ月程度は必要であり、結果として一次募集はこの時期を申請締切としています。

○ 交付申請額について

Q 1-37 「助成金の額は、2万円以上」と書いてありますが、助成対象経費が 2万円に満たない場合は、助成の対象とならないのでしょうか。

助成の対象となりません。 1活動あたりの交付申請額が 2万円以上であることが必要です。

Q 1-38 申請の際、助成金額はどのくらいが目安なのでしょうか。

助成要領で示している 1活動あたりの助成金額の標準額は、活動規模によって異なります。全国規模の活動は 300万円、都道府県規模の活動は 100万円、市区町村規模の活動は 50万円ですが、それぞれの活動の助成金額は、子どもゆめ基金審査委員会において活動内容等を審査し、予算の範囲内で決定します。従って、必ずしも申請額満額を助成できるとは限りません。

なお、助成金の交付申請額が 2万円以上ないと申請することはできません。

活動規模	参加者を募集する範囲	標準額(目安)	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	300万円	600万円
都道府県規模	全国規模以外で、都道府県下全域または、都道府県を越えて募集	100万円	200万円
市区町村規模	上記以外で、市区町村単位または、複数の市区町村にて募集	50万円	100万円

限度額は「別紙様式 1-B」で申請の場合、50万円となります。

Q1-39 「経費の取扱い」(P. 21~27)にある上限額のとりの額で積算しなくてはならないのでしょうか。

「経費の取扱い」では各経費の上限を示したものであり、限度額を下回る場合は、団体が予定している支出額で積算できます。ただし、限度額を上回る金額を支出する場合、その差額は助成の対象となりませんので、限度額までを助成対象経費、限度額を上回る差額分を助成対象外経費に計上してください。

○ 助成金の使途について

Q1-40 団体運営のために助成金を充てることはできますか。

できません。子どもゆめ基金助成金は、申請された当該活動に対する助成ですので、それ以外に助成金を充てることはできません。

○ 申請方法について

Q1-41 メールやファックスを利用して申請書を提出することは可能ですか。

メールやファックスによる提出は受け付けていませんので、郵送もしくは電子申請システムを利用して申請してください。

郵送の場合は、簡易書留等を利用して、提出日や受理日が確実に確認できるようにしてください。書類を持参される場合の受付時間は平日(土日祝除く)の午前9時~午後5時となります。

なお、交付決定以降の手続きは、申請時に選択された方法と同一になります。電子申請システムで申請した場合は、交付決定以降の手続きも郵送ではなく電子申請システムをご利用いただくこととなります。

Q1-42 郵送での申請書の提出締切りは当日消印有効となっていますが、締切日にポストに投函してもいいのでしょうか。

締切日を過ぎてから届いた申請書のうち、締切日の消印があるものまでを受領するという意味です。締切日にポストに投函されても、その日の消印がないものや翌日以後の消印になっているものは受理できませんのでご注意ください。

○ 申請後の活動取り止めについて

Q1-43 申請書を提出した後、採択(決定)等の通知がくる前に活動を取り止めることになってしまいました。どのような手続きが必要ですか。

中止が決定した時点で、子どもゆめ基金部助成課までご連絡ください。

○ 申請された活動の審査について

Q 1 - 4 4 助成活動の採択は、どのような手続きで決まるのでしょうか。

外部有識者で構成される子どもゆめ基金審査委員会の審査を経て決定します。その結果については、採択した活動をホームページに掲載するとともに、不採択となった活動も含めて、すべての申請団体にお知らせします。

Q 1 - 4 5 子どもゆめ基金審査委員会での審査方法は、どのようになっているのでしょうか。

書面による審査を行っています。特に団体ごとのヒアリングを行うことはありませんので、活動についてアピールしたい事項は、申請書にポイントを絞って的確に記入することが重要です。

Q 1 - 4 6 書面審査を行う審査委員会があるとのことですが、審査委員の名前は公表されているのでしょうか。

審査の公平性・公正性を確保する観点から在任中には公表していませんが、任期終了後、子どもゆめ基金ホームページで公表しています。

(3)助成金の交付について

○ 交付決定について

Q 1-47 活動が採択（決定）されれば自動的に助成金が振り込まれるのでしょうか。採択後に何か手続きをしなければならないのでしょうか。

採択（決定）されただけでは自動的に助成金は振り込まれません。助成活動の準備段階において資金の確保が困難な場合には、概算払い（交付決定額の6割以内の額）を申請することができます。

ただし、前年度以前の助成に係る返還金が未返納の団体については、納付が完了するまで概算払いを受けることはできません。また、個別の交付の条件つきで採択されている場合、概算払いをお認めできないことがありますので、交付の条件をよくご確認ください。

Q 1-48 交付の条件とはどのようなものでしょうか。

交付の条件とは、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときに附す条件です。この条件を満たしていない場合、助成金を交付しないことがありますので、交付決定通知書を必ず確認してください。

Q 1-49 交付決定通知書を受け取りました。交付決定通知書に記載された交付決定額を満額支払ってもらえるのでしょうか。

交付決定額は、申請された当該活動に対して、最大限それだけの助成金を支出する予定があるという意味です。最終的な助成金額は、活動終了後の実績報告をもとに確定させるため、確定額が交付決定額を下回ることもあります。

Q 1-50 交付申請額に対し、交付決定額が大幅に減額された場合、事業内容の変更はどの程度可能でしょうか。

事業内容の変更は基本的に可能です。例えば、支出面では、「募集人数を減らす」「実施回数を減らす」「安価な会場へ変更する」などがあります。収入面では、「参加費を増額する」「自己資金を増額する」などがあります。

Q 1-51 助成活動終了後に、助成金が交付されないことはありますか。

交付決定された活動内容であり、かつ交付の条件を満たしていれば、基本的に交付を行うことができます。交付決定通知書に記載された内容をよく確認し、助成活動を行ってください。

ただし、活動内容が申請されたものから大幅に変更されている場合は、助成活動として認められないことがありますので、計画を見直す場合は十分ご注意ください。

(4)その他

○ 助成活動としての表示について

Q 1－5 2 交付決定通知書を受け取る前に、参加者募集用のチラシ、ポスター等広報物を注文しても経費は認められますか。また、「子どもゆめ基金助成金」による活動である旨の表記が必要であると書いてありますが、具体的に教えてください。

採択された活動については、交付決定前であっても募集チラシ、ポスター等印刷物の経費は認められます。

印刷物には、必ず以下のマークを付すか、または「子どもゆめ基金助成活動」である旨を必ず明記してください。(交付決定前は「申請中」としてください。)



※このマークは子どもゆめ基金のホームページからダウンロードできます。

(<http://yumekikin.niye.go.jp/download/index.html>)